

## アーバンスポーツエキシビション企画および運営等業務委託 仕様書

### 1 件名

アーバンスポーツエキシビション企画および運営等業務委託

### 2 趣旨

名古屋スポーツコミッション(以下、「コミッション」とする。)の基本理念「スポーツの力を活かして名古屋の魅力を高める」の実現のため、新ジャンルのスポーツの普及・周知として、アーバンスポーツについて、大会やイベントを通じた魅力の発信に取り組むところである。

アーバンスポーツの魅力を発信するとともに、若い世代のスポーツ機運醸成を図り、本市をさらに活性化させていくべく、アーバンスポーツイベントの企画及び運営を行うもの。

### 3 事業目的とターゲット

参加者や通行人に、アーバンスポーツへの興味・関心を持たせ、アーバンスポーツを「みる」・「する」に繋げる。

ターゲットは基本的にアーバンスポーツ支持層である若年層とするが、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が楽しめるものを目指す。

また、有料企画を実験的に実施し、アーバンスポーツイベントの自走化の可能性を探る。

### 4 アーバンスポーツエキシビションの概要

#### (1) 日 程

令和5年12月2日(土)

※会場確保予約の関係上、日程は固定。

#### (2) 会 場

オアシス 21 銀河の広場(多目的スペース)

※会場使用料はコミッションが負担

#### (3) 内 容

アーバンスポーツのデモンストレーション・競技大会・体験会を実施

#### (4) 参加費

無料とする。ただし、一部有料も可能とする。

#### (5) 設営撤去

設営は12月1日(金) 9:00~22:00で可能

撤去は12月2日(土) 22:00までに完了すること

## 5 契約期間

契約締結日から令和6年1月19日(金)まで

## 6 業務内容

本企画の実施に向けて、以下の内容を実施すること。

- イベントの企画
- 出演者等の手配
- 記念品の調達
- 案内チラシの作成
- 当日の設営・運営
- 保険加入・救護体制の確保
- 協賛の獲得
- 有料企画の実施
- 報告書の作成

### (1) イベントの企画

アーバンスポーツの「デモンストレーション」「競技大会」「体験会」の3形式を企画すること。

#### ○ 採用種目について

本イベントではアーバンスポーツ2種目以上を採用すること。上記3形式がそれぞれ別種目であることが望ましい。アーバンスポーツを広く振興することが目的であるため、1種目に限定することは避けること。

また採用する種目については、第19回アジア競技大会採用または第20回アジア競技大会採用予定のうち1種目以上含むこと。

#### ○ 競技大会について

順位を競う各種アーバンスポーツの大会を行うこと。なお、既存の大会の誘致に限らず、本イベント独自の基準による順位付けを行うものでも構わない。

### (2) 出演者等の手配

「デモンストレーション」「競技大会」「体験会」それぞれにつき、アーバンスポーツ競技種目で活躍する競技者から出演者を手配すること。

#### ○ 「デモンストレーション」については、司会も手配すること。

#### ○ 「競技大会」については、司会・採点者・解説者も手配すること。

### (3) 「体験会」記念品の調達

来場促進のため、「体験会」参加者向けの記念品を調達すること。新たに作成しても構わない。スポーツコミッションロゴなど必要な素材はコミッション

ンから提供する。

デザインはコミッションと協議すること。

数量：100 個以上

(4) 本イベント案内チラシの作成

本イベントの開催案内チラシを作成すること。掲載内容はコミッションと協議すること。

○ 掲載内容

- ・ イベント開催日時・場所・内容
- ・ 「体験会」の参加方法・料金
- ・ 本イベント採用種目の体験場所を案内するウェブサイト（コミッション公式サイト）の紹介

○ 部数

47,000 部

○ 配送

コミッションが指定する梱包部数に梱包し、指定する約 100 箇所へ配送すること

○ 納期 令和 5 年 11 月 1 日(水)

(5) 当日の設営・運営

「(1) イベントの企画」で作成した内容に基づき、本イベント開催にかかる設営・運営を行うこと。

- 必要となる設営スタッフ・運営スタッフを手配すること。
- 設置物は、建築に関する各種法例上違法でないものであることとし、安全性について十分考慮すること。
- 設置の際には、作業員への事故等について十分に考慮すること。
- 必要に応じ受付の設置を行うこと。
- 開催時の感染状況に応じ、必要な感染対策を行うこと。

(6) 保険加入・救護体制の確保

イベントの開催にあたり、出演者・関係者および来場者を対象とし、規模・内容に適合するイベント保険に加入すること。

また、急病人やけが人が発生した場合に備え、救護所を設置するとともに、救護をするための人員配置を行うこと。

(7) 協賛の獲得

本委託業務の内容の充実を図るため、受託者が、企業等から 3,000,000 円以上の本事業への協賛（副賞や機材提供を含む）を募り活用すること。

- 広告等を掲載する場合は、その内容をコミッションと協議のうえ、承認を得ること。
- 協賛獲得にあたっては、名古屋市広告掲載要綱(別添)の第4条に準じること。
- 協賛社の選定や協賛先への訪問等について、コミッションと協議すること。
- 協賛企業・金額等の実績を取りまとめコミッションに報告すること。
- 受託者とは別に、コミッションも協賛を募ることがある。

#### (8) 有料企画の実施

アーバンスポーツイベントの収益性を探るため、本企画を活用し、参加者から料金を徴収する有料企画を実施すること。

(例：プレミアム観覧席、競技者との撮影会、飲食・物販ブース出展、高付加価値の体験会、など)

- 有料企画で得た収益については受託者が収受する。ただし、詳細な報告をコミッションに行うこと。

#### (9) テレビ塔・久屋大通公園の活用

会場はオアシス 21 だが、人流が多く SNS 映えのするテレビ塔や久屋大通公園を活用した企画をコミッションに提案し、各種調整のうえ実施すること。会場確保の調整についてコミッションが助言や補助を行う。

(例：テレビ塔下のスペースでの本大会出場者によるパフォーマンス、大会優勝者によるテレビ塔水盤前での記念撮影と SNS 発信、など)

#### (10) イベント報告書の作成

イベント終了後、報告書を以下のとおり作成し提出すること。

- 内容
  - ・ 来場者数
  - ・ 「デモンストレーション」「競技大会」「体験会」参加者数
  - ・ 「競技大会」の結果
  - ・ 「コミッション公式サイト」アクセス数比較（必要な情報はコミッションから提供する）
  - ・ SNS 上での本イベントの投稿数
  - ・ 有料企画の売上実績および、各有料企画の収益化可能性の所感
  - ・ 協賛実績
  - ・ その他コミッションと協議の上必要となった項目
- 期限
  - 令和 6 年 1 月 19 日(金)

○ 形式

電子データ

7 事業費

本件「アーバンスポーツエキシビション企画および運営等業務」にかかる委託料は8,500,000円(消費税額及び地方消費税額込み)を上限とする。なお、この金額には6(7)に定める企業等からの協賛金は含まない。

協賛獲得の3,000,000円と合わせ、11,500,000円の規模で企画すること。

受託者が獲得した協賛金は、本事業の委託者であるコミッションが収受した後、本委託業務の経費に充てるため、委託費用として受託者に支払う。

8 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本委託業務における成果物(チラシ、報告書等)については、素材等を含めて、委託者であるコミッションに帰属するものとし、コミッションの承認を得ずに使用したり、他に貸与しないこと。
- (2) 本委託業務の履行に伴い発生する成果物内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者からの何らかの申し出がなされた場合は、すべて受託者の責任において対処すること。
- (3) 成果物の完成データ(Adobe illustrator または InDesign データ・PDF データおよび jpeg データ)を電子データにて提出すること。

9 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、コミッションの指揮監督によるものとし、コミッションと十分に調整を図り、コミッションの了承のもとで業務の遂行にあたること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (3) 本業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、コミッションと十分協議して決定すること。
- (4) 本仕様に定めのないことは、コミッションと協議の上決定すること。
- (5) 下請等が必要な場合については、コミッションと協議すること。
- (6) 本業務を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。
- (7) 受託者は本業務の遂行にあたり知りえた情報について、本業務の履行の目的以外に使用してはならない。またコミッションの許可を得ることなく第三者に漏洩してはならない。
- (8) 個人情報の取り扱いについては、特に注意すること。
- (9) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。本業務を再委託する場合において、再委託に関するす

すべての責任は受託者が負わなければならない。

- (10) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、障害のある方に対して、別紙「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。
- (11) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (12) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (13) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (14) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「談合等不正行為に係る特約条項」を遵守しなければならない。
- (15) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令を遵守すること。